

富山県農業用水路事故防止対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 富山県内で発生している住民等の農業用水路等への転落事故を未然に防止するため、「富山県農業用水路事故防止対策推進会議」（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農業用水路事故の点検及び研究に関すること。
- (2) 事故防止対策の検討及び意見交換に関すること。
- (3) その他事故防止対策に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、農業・農村を含む専門分野の有識者から知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長の指名により決定する。
- 5 副会長は、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、知事が招集する。

- 2 知事が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務は、富山県農林水産部農村整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。